

大 財 第 55 号
平成 26 年 8 月 7 日

大阪市会議長 床 田 正 勝 様

大阪市長 橋 下 徹

再 議 書

平成 26 年 7・8 月市会（臨時会）において、平成 26 年 8 月 7 日に可決された、議員提出議案第 17 号大阪市会における大阪府・大阪市特別区設置協議会委員の推薦手続に関する条例案については、次の理由により、異議があるため、地方自治法第 176 条第 1 項の規定に基づき、再議に付する。

なお、再議にあたって、補足説明文を添付する。

理 由

大阪市会における大阪府・大阪市特別区設置協議会委員の推薦手続に関する条例案について、以下の点において異議がある。

大阪府・大阪市特別区設置協議会の委員については、本市では既に、市会運営委員会で、各会派の所属議員数の比率を反映した委員構成によることとされており、本条例案における委員の推薦手続と同様であることから、本条例を制定する必要性は見出せない。

以上のことから、大阪市会における大阪府・大阪市特別区設置協議会委員の推薦手続に関する条例を制定することは適当でないと考える。

再議書にかかる補足説明文

大阪市会の公明党、自民党、OSAKA みらい、共産党は、民主主義を否定した。

有権者から選挙で選ばれた代表者、いわゆる政治家が議論をして物事を決めて進める間接民主制においては、議論の場への参加拒否は、いかなる理由があっても認められない。

民主政治は言論によって進められる。

そして、政治家はいかなる状況であろうとも、議論の場に出席する義務を有する。

自らの意見と異なる状況にあるなら、議論の場に出席して、その意見を堂々と述べ、言論を闘わせ、その姿を有権者に見せることによって、有権者の最終判断を仰ぐ。政治家の個人的な信条とは別に、最後は有権者が選択・決定をする。

これが、政治家のあるべき姿であり、間接民主制の根幹である。

自らが不利になるから、自らの考えと異なる状況だからと言って、議論の場に出席しないで抵抗することは、議論の過程を有権者に見せないことになり、有権者は最終判断を下せない、という意味で間接民主制の何たるかを全く理解していない、政治家失格の行動である。

大阪都構想の設計図作りの場である法定協議会に、大阪市会の公明党、自民党、OSAKA みらい、共産党は、自らの見解を基に、参加拒否をした。

参加拒否を許してしまえば、相手にも参加拒否の権利を与えてしまうということに、考えは及ばないのだろうか。

法定協議会の会長は、規約によれば、知事及び市長の任命となっている。

知事及び市長が、法定協議会の場が、自らの考えとは異なる状況であることを理由に、会長を任命せず、会長が参加しない事態となればどうなるのか。

大阪市会の公明党、自民党、OSAKA みらい、共産党は、その事態を批判する資格はなく、不参加戦術を真摯に反省すべきである。

法定協議会で論戦したうえでの条例提案であれば、百歩譲ってその提案には合理性を認めることができるのかもしれないが、法定協議会で自らの意見も言わずに、法定協議会についての条例を提案すること自体に合理的理由は全くない。

今回の条例提案の理由として、大阪府議会における法定協議会委員の入れ替えが不当であることをあげているが、大阪府議会のことは大阪府議会で決めることである。議会の自律権ということの理解が全くない。大阪府議会で何か問題があるのであれば、それは大阪府議会で解決されるべきことであり、そのことを今回の条例制定の理由にいささかでも入れ込むことは不当である。

法定協議会の委員は、市会運営委員会で決めるものである。今回の条例内容は、大阪市会の市会運営委員会で定めているルールと全く同一である。条例制定などせずとも、市会運営委員会で条例内容はすぐに実現できる。条例制定の利益は全くない。

大阪府議会において法定協議会の委員を入れ替えたことには賛否があるだろう。

しかし、法定協議会の委員は、大阪府議会の議会運営委員会で決定するというルールに基づいて委員の入れ替えが行われた。

そして、その行為には賛否両論が激しく対立するであろうことを予測し、先の大阪市長選挙において、公約として法定協議会の委員の入れ替えを単一争点にした。

この市長選挙において、あろうことか、公明党、自民党、OSAKA みらい、共産党は、対立候補も立てず、市長選挙は無意味だと触れ回ったのである。

さらに、大阪府議会では、公明党、自民党、民主党、共産党が組めば、重要な議長ポストまで獲得することができ、大阪府議会の議会運営委員会の主導権を取ることができたにもかかわらず、それもしなかった。

法定協議会の委員入れ替えは、賛否両論ある話だとしても、他方、間接民主制におけるの議論の場への参加拒否は、正当化の理由は全くない。

法定協議会においては、不参加戦術も認められるという悪しき先例を大阪市の公明党、自民党、OSAKA みらい、共産党は作ってしまったのであるから、法定協議会での正常な議論は期待できない。自らの意見と違うから、というだけで、参加拒否の応酬がなされるだけではないか。

そうであるならば、有権者の判断を仰ぐためにも、大阪都構想の議論は早期に、本会議の場に移すべきである。

大阪都構想の設計図は、不本意ながら維新の会のみで作成することになったが、本会議の場で、公明党、自民党、OSAKA みらい、共産党は反対の立場で論戦すれば良い。

大阪市の公明党、自民党、OSAKA みらい、共産党は、自らの意見を絶対的に正しいものとして、議論の場に参加せずに、自らの意見を押し通そうとするのではなく、議論の場で論戦して、最後は有権者の判断に従うという、民意に対してもっと謙虚な姿勢を示して欲しい。

選挙で選ばれる政治家は、自らの意見、考えがどうであろうと、最後は有権者の判断に従うという存在に過ぎない。

今回の条例は、上記に述べたとおり、民主主義を否定する条例であるので、再議に付する。